資料1

公契約条例について

令和8年11月
練馬区

1　練馬区の契約の状況

（1） 事業所管課契約と区長契約

- 練馬区の公契約は、経理用地課で処理する契約（以下「区長契約」という。）と事業所管課において処理する契約（以下「課長契約」という。）とに大別される。
- 地方自治法施行令に定められている少額随意契約の上限を超える予定価格の契約は、原則として競争入札によることが法定されている。

	区長契約	課長契約
主な契約	• 少額随意契約を超える予定価格の契約	• 少額随意契約 予定価格100万円以下の委託契約 予定価格200万円以下の工事請負　等 • 住民管理団体等との委託契約　等
主な契約締結方法	競争入札 （一般競争・指名競争　等） 随意契約 （プロポーザルによる選定　等）	随意契約（見積合わせを含む）

1　練馬区の契約の状況

（2）　区長契約の状況と課題

- 物品関係契約（委託、賃貸借、その他契約を含む）、工事関係契約（設計・測量等の委託を含む」）ともに、令和3年度以降は増加傾向にある。
- 増加する主な要因としては、物品関係契約では、行政需要の増加による委託増等。
- 工事関係契約では、区立施設等の老朽化による改修・改築需要の増加が考えられる。
- また、工事請負契約では令和3年度以降は不調率が増加傾向にあり、近年では大型案件においても入札不調が生じている。

＜区長契約件数の推移＞　※各年度に契約した件数を集計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
物品関係契約	1,842件	1,743件	1,802件	1,911件	2,004件
工事関係契約	315件	406件	428件	409件	422件

＜工事請負契約での入札不調推移＞　※設計・測量等の工事関係委託業務を除く

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入札件数	203件	261件	303件	282件	284件
不調件数	7件	23件	50件	38件	43件
不調率	3.4%	8.8%	16.5%	13.5%	15.1%

- 公共サービスの提供に民間事業者の活用が進んでいる。
- 今後も増加が見込まれる需要に対応するために担い手を確保する必要がある。

公契約条例を制定し、区が発注する契約の労働報酬下限額を設けるなど、適正な労働条件の確保を通じて、公共サービスの質の向上と地域経済の持続的な発展を目指す考え

２　公契約条例の概要

- 公契約条例とは、①公共事業における適正な労働条件の確保　②公共事業の質の確保　③地域社会の活性化等を目的に令和8年4月1日時点で全国95団体で制定されている。
- 公契約条例は、賃金条項（一定金額以上の賃金の支払いを求める）の有無で下表のように分類することができる。

類型	内容	規定内容	制定数 （R8.4.1時点）
賃金条項型	公契約に係る業務に従事する労働者等に一定額以上の賃金を支払うことを求めるもの。 さらに賃金条項の規定方法により以下のように細分化される。 ①条例により受注者や下請者に義務付けを行う。 ②公契約に受注者や下請者に一定額以上の賃金を支払う条項を盛り込むことを条例に規定する。	①契約対象の範囲、②対象労働者等の範囲、③受注者等が労働者等に支払う賃金の下限額、④審議会等、⑤受注者の責務、⑥履行確保の方法、⑦制裁等を規定	全国 36団体
理念型	公契約に係る業務に従事する労働者等に受注者等が一定額以上の賃金を支払うことを求める規定を置かず、公契約に係る基本理念又は基本方針を定めている。	公平性、競争性等の確保、地域雇用促進や地域経済活性化、公契約の品質の確保や適正な履行、公契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境の向上等の理念を規定	全国 59団体

（出典）一般財団法人 地方自治研究機構ホームページを参考に作成

３　特別区における公契約条例の制定状況

- 特別区では、平成24年の渋谷区に始まり令和８年10月の板橋区にいたるまで、23区中、20区において公契約条例が制定されている。
- 20区のうち、理念型の葛飾区を除き19区が賃金条項を有する公契約条例を制定されている。

各特別区の公契約条例制定状況

区名	公布日	賃金条項適用開始	類型
渋谷	平成24年6月22日	平成25年1月1日	賃金条項型
足立	平成25年9月30日	平成26年4月1日	賃金条項型
千代田	平成26年3月20日	平成26年10月1日	賃金条項型
世田谷	平成26年9月30日	平成28年4月1日	賃金条項型
目黒	平成29年12月7日	平成30年10月1日	賃金条項型
新宿	令和1年6月21日	令和1年10月1日	賃金条項型
杉並	令和2年3月16日	令和3年4月1日	賃金条項型
葛飾	令和3年3月26日	―	理念型
江戸川	令和3年10月1日	令和4年4月1日	賃金条項型
中野	令和4年3月28日	令和5年4月1日	賃金条項型

区名	公布日	賃金条項適用開始	類型
北	令和4年6月21日	令和5年7月1日	賃金条項型
墨田	令和5年9月29日	令和6年4月1日	賃金条項型
台東	令和6年4月1日	令和7年4月1日	賃金条項型
文京	令和6年6月27日	令和7年4月1日	賃金条項型
品川	令和6年12月6日	令和8年4月1日	賃金条項型
豊島	令和7年10月27日	令和8年4月1日	賃金条項型
大田	令和8年3月11日	令和9年4月1日	賃金条項型
荒川	令和8年3月19日	令和9年4月1日	賃金条項型
港	令和8年3月23日	令和9年4月1日	賃金条項型
板橋	令和8年10月21日	令和9年4月1日	賃金条項型

４　賃金条項型条例区における対象契約

- 各区で設定されている賃金条項を適用する契約の範囲下表のとおりである。
- 委託契約については、1,000万円または2,000万円で設定している区が大半を占めている。
  なお、委託契約では対象とする業務を限定している区が多く、建物管理、清掃、公園管理等が対象となっている。
- 工事請負契約では、予定価格１億円以上の大型案件を対象としている区が１２区。比較的大型案件に限定した運用がされていると推測される。

＜委託契約における特定公契約の範囲＞

予定価格	区数	設定区
9,000万円以上	1	足立
4,000万円以上	1	江戸川
2,000万円以上	6	千代田、品川、世田谷、墨田、北、大田
1,000万円以上	10	新宿、文京、台東、目黒、渋谷、中野、杉並、豊島、荒川、板橋
100万円以上	1	港

＜工事請負契約における特定公契約の範囲＞

予定価格	区数	設定区
1億8,000万円以上	4	品川、中野、江戸川、大田
1億円以上	8	千代田、文京、台東、墨田、 足立、渋谷、荒川、板橋
9,000万円以上	2	北、豊島
5,000万円以上	2	目黒、杉並
3,000万円以上	1	世田谷
2,000万円以上	1	新宿
200万円以上	1	港

５　賃金条項型条例区における下限額

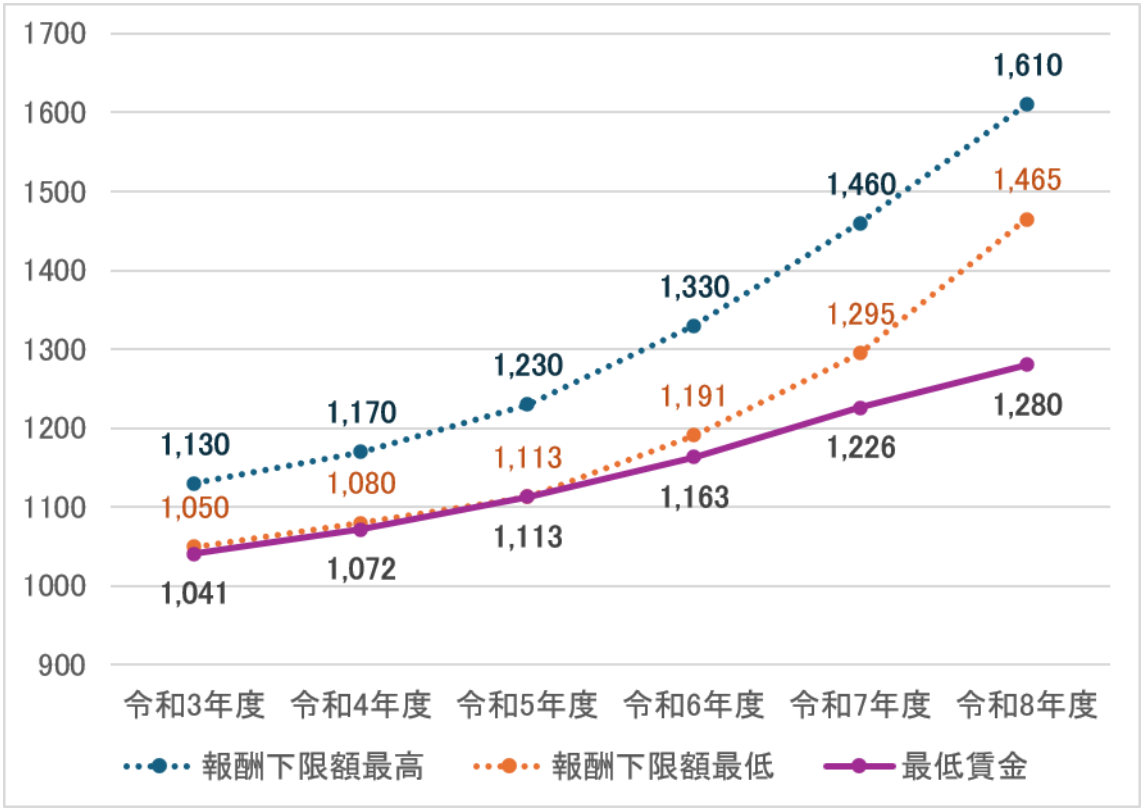
- 令和8年度に適用される各区の下限額は下表のとおりである。
- 工事については、設計労務単価の85%～90%、委託においては時間単価1,465円から1,610円となっている。
- 委託契約の下限額推移をみると令和6年度以降、最低賃金との乖離が拡大している。

＜令和8年度各区賃金下限額＞

区名	委託契約	工事請負契約
渋谷	1,601円	設計労務単価90%
足立	1,483円	設計労務単価90%
千代田	1,465円	設計労務単価90%
世田谷	1,610円	設計労務単価85%
目黒	1,496円	設計労務単価90%
新宿	1,573円	設計労務単価90%
杉並	1,500円	設計労務単価90%
江戸川	1,480円	設計労務単価90%
中野	1,510円	設計労務単価90%
北	1,496円	設計労務単価90%
墨田	1,486円	設計労務単価90%
台東	1,501円	設計労務単価90%
文京	1,480円	設計労務単価90%
品川	1,500円	設計労務単価90%
豊島	1,500円	設計労務単価90%

※工事請負契約については、3月1日時点の単価を基準としている。

＜委託契約賃金下限額の推移＞



まとめ　本日ご議論いただきたい点

１　条例検討の方向性について

- 特別区では賃金条項型の条例が大半を占める。
- 練馬区としては、事業者等の担い手を確保するという点で賃金条項型の条例を検討すべきと考える。

２　賃金条項適用することによる影響について

- 各区の下限額は、最低賃金を大幅に上回る状況
- 各事業者は、公契約以外の業務を行っていることから、公契約条例案件と民間契約案件の賃金差や労働報酬下限額が高く設定された場合の民間契約に及ぼす影響等が懸念されないか。

３　事業者アンケートの実施について

- 工事事業者、委託事業者、指定管理協定締結団体を対象にアンケートを実施
- 委託については業務範囲が広いため、多くの区で対象となっている業種の区内事業者を中心にアンケートを実施
- アンケート項目についてご意見をいただきたい。